

●農林省令第七十四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十八年十二月二十五日

農林大臣 保利 茂

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「鹿児島」の下に「名瀬」を加える。

別表の二、四及び五の地域の欄中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「琉球列島」に、同表の二の植物の欄中「北緯二十六度以北の南西諸島」を「沖縄島」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。